平成２１年（フ）第８２７号
神奈川県中郡大磯町高麗２丁目６番31号
破産者　有限会社渡辺道路建設
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２１１号
富山県小矢部市蓮沼75番地
破産者　学校法人立山学園
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第３６７号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町３丁目415番地６
破産者　株式会社エム・エス・イー
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１５４号
岐阜市正木北町１番５号
破産者　山内　孝哉
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第８９５号
岐阜市切通７丁目13番14号、開始決定時の住所名古屋市東区泉１丁目17番38号　グリーンハイツリバーパーク泉400号
破産者　日比野仁士
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８０９号
名古屋市南区柴田町６丁目14番地　柴田マンション303号
破産者　山本青果こと　山本由紀夫
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３８６号
名古屋市守山区幸心３丁目1525番地　レオパレスエスパシオⅢ102号
破産者　寺澤　　康
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４５３号
名古屋市千種区清明山２丁目５番７号
破産者　森部　久義
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４５４号
名古屋市緑区鳴海町字上ノ山50番地の１
破産者　森部　徳良
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６５６号
名古屋市天白区島田黒石207番地　62－０ハウス203号
破産者　岡崎　保彦
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６８６号
愛知県知多郡阿久比町大字植大字大松本21番地１　ツインハイムミサトＡ棟301号
破産者　對馬　　恵
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７５１号
名古屋市西区比良２丁目12番地　月縄手コーポ305号、住民票上の住所愛知県東海市加木屋町論田５番地の63
破産者　西川　由美
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５３０号
札幌市厚別区厚別中央１条７丁目11番１号
破産者　工藤　雅之
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７００号
札幌市南区藤野３条11丁目18番10号
破産者　今泉　志子
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２３号
宮城県東松島市矢本字大溜103番地２
破産者　佐藤　憲一
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第６１３号
茨城県小美玉市三箇568番地
破産者　藤枝　三郎
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４９５号
埼玉県所沢市並木３丁目１番地12―704
破産者　中村シノブ
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７３３号
埼玉県川越市大字小堤899番地42浦野ハイツ202号室、前住所埼玉県川越市大字鯨井新田15番地１サンマンションアトレ川越301号室
破産者　横山　義彦
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７５４号
埼玉県入間市小谷田２丁目３番45号
破産者　内田美千子
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７８３号
埼玉県狭山市大字東三ツ木269番地の17　第２フラワーコーポ101
破産者　千田　　靖
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部